

組合員各位

主催：(一社)長野労働基準協会
 共催：長野県電気工事業工業組合
 長野支部 支部長 伊東 敬晃

「職長・安全衛生責任者能力向上教育」開催のご案内

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職長等の第一線現場監督者に就くことになった者に対して、事業者は、法定の安全衛生教育である「職長教育」を行わなければならない旨規定しています。

また、建設業における安全衛生責任者に対する教育については、厚生労働省通達の一部改正があり、職長教育を併せた「職長・安全衛生責任者教育」を受ければ、職長および安全衛生責任者の教育を同時に修了することができることになっています。

さらに法定の職長教育を修了後、概ね5年毎に能力向上教育を行う必要があります(平成31年3月28日基発第0328号通達)。

この度、当協会では下記により法令に基づく「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を同時に開催することと致しましたので、関係者が受講され安全衛生管理活動の一層の推進が図られますようご案内申し上げます。

この教育は、事業主に代って本会が実施するものです。本教育を修了された方には修了証を交付致します。2018年以前の職長・安全衛生責任者教育修了者の方は、この機会に再受講することをお勧め致します。

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員

開催日	2024年2月20日(火)	受付：8時40分～	開講：9時～17時
会場	長野地域職業訓練センター 長野市大豆島 4034		
締切日	2024年1月31日 必着		

2. 受講料 1名 9,000円(税込) (テキスト代含む)

3. 持ち物 筆記用具(鉛筆・消しゴム)

4. 申込み方法

①「申込用紙」と「職長・安全衛生責任者教育修了証のコピー」を下記へ郵送して下さい。

長野県電気工事業工業組合長野支部
 〒380-0936 長野市岡田町 178-2 長野ターミナル会館1階
 TEL 026-266-0826 ※メール可

②受講料(1名 9,000円税込) ※請求書をお送りしますので、振込をお願いします。

5. その他

- ① 希望者には当日お弁当(450円)の販売をします。
- ② 受講希望者が複数いる場合、申込書等はコピーしてご使用下さい。
- ③ 申込み受付後の取消または変更等の連絡は、1月31日までにお願いします。その後の取り消しおよび講習会欠席者には、原則としてテキストをお渡しし受講料の返金はいたしません。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。

以上

職長教育・安全衛生責任者能力向上教育

(電気工事業工業組合関係)

講習カリキュラム (講師の都合で変更することがあります)

【2月20日 火曜日】

(一社)長野労働基準協会

講 習 科 目	時 間	講 師
1. 職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること ・ 建設業における労働災害発生状況 ・ 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 ・ 作業方法の決定及び労働者の配置 ・ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・ 異常時等における措置 ・ 職長等及び安全衛生責任者の役割	9 : 00) 11 : 00 (2 時間)	(一社)長野労働基準協会 R S T トレーナー 小川 修司 氏
2. 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること ・ 労働者に対する指導、監督等の方法 ・ 効果的な指導方法 ・ 伝達力の向上	11 : 00) 12 : 00 (1 時間)	
・ 安全施工サイクルによる安全衛生活動 3. 危険性又は有害性等の調査等に関すること ・ 危険性又は有害性等の調査の方法 ・ 準備、作業等の具体的な改善の方法	13 : 00) 17 : 00	小林労働安全衛生 コンサルタント事務所 所長 小林喜八郎 氏
4. グループ演習 ・ 災害事例研究 ・ 危険予知活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	(4 時間)	
修了証の交付	17 : 00	